



江戸川区監査委員告示第 8 号

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月26日

江戸川区監査委員	大澤成美
同	鵜澤悦子
同	野崎信
同	太田公弘

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

1 指摘事項と講じた措置

(1) 旅費の適正な執行について

新規採用の区派遣職員の旅費について、自宅から入区式会場までの交通費が支給されていた。

新規採用の職員の旅費の支給において、辞令交付前は所属が決定されていないこと、さらに辞令交付後に区職員と承認されるため、辞令交付に向かう自宅からの旅費は区職員として支給対象とはならない。

管理者は、職員の雇用・勤怠に基づく制度について熟知し、かつ所属職員に対して助言指導等を行ない組織全体で誤支給防止に取り組むことを要望する。

【講じた措置】

新規採用職員の旅費支給の範囲について、えどがわ環境財団とともに再確認し、旅費支給の適正な管理運用を組織全体で行うよう周知徹底を図った。

また、職員に対して個別の助言指導を行い、誤支給分の返還処理を行った。

(環境部水とみどりの課)

(2) 補助金の算定誤りについて

「認定こども園設置促進事業費等補助」において工事費から補助対象外経費を除く際の計算に誤りがあった。

補助金の誤支給は補助金受領団体にも大きな損害を与え、区の信用、信頼の基盤を崩すこととなるため、補助金の算定にあたっては、補助金支給要綱等を十分に確認するが必要であり、複数回の算定と複数人数での確認を行うことが重要である。

補助金の支給要綱等を常に最新か確認し、組織的に算定方法の仕組みを構築し、二重三重のチェック体制で再発防止に取り組むことを要望する。

【講じた措置】

令和4年度の補助金の算定の誤りについては、補助金額の再確定を行い、対象団体からの追加交付申請により追加交付決定を行った。

補助金額の算定にあたっては、現状の複数名での確認に加え、今後は、対象外工事一覧を作成することとし、補助対象金額から算出した額と対象外工事金額から算出した額の2項目から金額の確認を行うこととし、再発防止に取り組む。

(子ども家庭部子育て支援課)